

MARINE SAFETY ADVISORY No. 01-23J

To: Owners/Operators, Masters, Nautical Inspectors, Recognized Organizations

Subject: SUNSETTING OF TRADITIONAL PAPER NAUTICAL CHARTS

Date: 9 February 2023

1.0 背景

従来型紙海図について「将来の全電子化をどのように進めていくか？」と検討段階にある中で、幾つかの国立水路部は従来型紙海図の段階的廃止を進めています。この(廃止に係る)決断は弊局の管轄範囲ではありませんが、(従来型紙海図の廃止を進める)該当国水域を航行する弊旗国船への影響は否めません。本船舶安全通知は課題「従来型紙チャート廃止への動き」お知らせの為に用意致しました。

2.0 最近の米英国発表(による両国の動向)

2.1 米国

- 1 2025年1月までに紙海図及び(米国海洋大気庁発行)ラスターナビゲーションナルチャートの発行終了。詳細は Federal Register (FR) Notice [84 FR 62512](#) をご参照下さい。更に詳しい「従来型紙チャート廃止への動き」については[こちら](#)をご参照下さい。
- 2 2022年3月にUSCGは *Electronic Chart and Navigational Equipment Carriage Requirements* の [規則作り](#) について提案。この規則案は米国籍商船及び米国水域内を航行する外国籍商船が使用する海図及び航海計器の要求に大幅な変更を加えているようですが、発効には至っておりません。

2.2 英国

英国は当初、2026年末までに同国水路部(UKHO)が紙海図の出版を止めると発表しましたが、関係者からの意見を考慮し、少なくとも2030年まではその出版を続けるとその [廃版計画を変更](#) しました。詳細はUKHO発行の [Notice of Mariners](#) をご参照下さい。特筆すべきは、UKHOが英国及び63の沿岸国及び領海の主要且つ多数の海図作成者である点です。よくある質問に関しては[こちら](#)をご参照下さい。

3.0 要求及び指針の現状

- 3.1 様々な(国の)水路部による電子海図(ENCs)化は、程度の差こそあれ、「航海をするにあたり、その海域に於ける十分且つ最新版の海図及び関連図書を搭載」が要求される弊旗国籍船の多くに影響を及ぼします。(この弊局要求の背景については)SOLAS Chapter V/Regulation 19.2.1.4 及び弊局海事規則 [MI-108/S 7.41.5](#) をご参照下さい。公式航海用海図(電子、紙、及びバックアップ用紙海図)の有無について調べるには国際水路部 [オンラインカタログ](#) 又は同部 [サイト](#) をご参照下さい。
- 3.2 本船の航行海域で紙海図が本船の航海、或いは ECDIS のバックアップとして使われているが従来の販売経路から最新版の入手が出来ない場合は以下の方法に拠ってください:
 - 1 (本船が入手している水路部発行とは)違う(水路部で)承認された海図を(航行海域)周辺国水路部または、その海図販売サービスから入手、又は
 - 2 ECDIS の搭載。

- 3.3 ECDIS が搭載されている場合、本船の大きさ、船種に関わらずその船長及び担当職員は SOLAS 及び STCW に基づく Certification and Watchkeeping for Seafarers の為の訓練を受けなければなりません。詳しくは弊局発行、[MARINE NOTICE No. 7-041-6](#) をご参照下さい。
- 3.4 電子海図システム(ECSs)や船位及び海図情報を画面表示する機器は IMO の ECDIS 要件全てに適合しませんのでご注意ください。これらの機器は SOLAS Chapter V の要求を満足せず、従って弊旗国船に「承認された海図の代用」とすることは認められません。
- 3.5 弊局発行 [Marine Guideline No. 7-41-1](#) も併せてご参照下さい。